

**地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援  
～平成23年度予算所要額の内容～**

**平成22年8月  
総務省**

# 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援 1

2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けて、残された期間で国民に円滑にデジタル放送に移行していただく観点から、必要な環境整備・支援策を実施

平成23年度所要額(事業費)は約710億円を予定(注)

(注)すべて電波利用料財源。一部を除き、国庫債務負担行為により複数年度にかけて歳出化(平成23年度予算額は約340億円)。

## アナログ放送終了のための最終体制の整備

- 全都道府県のデジサポによる受信相談・現地調査等
- 高齢者・障がい者等を中心としたきめ細かなサポートの実施

## 地デジ受信のための支援策の集中的実施

- 辺地共聴施設のデジタル化の支援
- 受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援
- 集合住宅共聴施設のデジタル化の支援
- 新たな難視対策
- 暫定的な衛星利用による難視聴対策

## 低所得世帯への受信機器支援

- 低所得世帯への地デジチューナー等の支援[特別枠を含む]

## その他

- デジタル中継局の整備に対する支援
- デジアナ変換の導入による円滑な受信環境整備の推進 等

地デジの受信方法などの相談に丁寧に対応



高齢者・障がい者等  
きめ細かなサポート  
の実施

全都道府県での受信相談・  
現地調査等

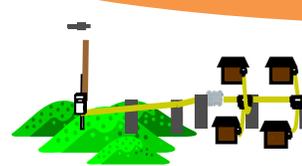


低所得世帯への  
受信機器支援



経済的な理由により  
対応が困難な世帯への  
受信機器購入等支援

地上デジタル放送への円滑な移行のための  
環境整備・支援



辺地共聴施設のデジタル  
化の支援



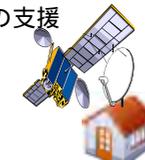
集合住宅共聴施設の  
デジタル化の支援



デジタル中継局整備支援



受信障害対策共聴施設の  
デジタル化の支援



暫定的な衛星利用  
による難視聴対策



デジアナ変換の導入  
による受信環境整備 etc.

共聴施設のデジタル化支援など  
地デジを受信するための環境の整備

# 平成23年度 予算実施項目及び所要額

2

## アナログ放送終了のための最終体制の整備

地デジコールセンターの運営	【継続	47.9億円】
全都道府県のデジサポによる受信相談・現地調査等	【継続	129.0億円】
高齢者・障がい者等を中心としたきめ細かなサポートの実施	【継続	51.9億円】

## 地デジ受信のための支援策の集中的実施

辺地共聴施設のデジタル化の支援	【継続	37.6億円】
受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援	【継続	26.6億円】
集合住宅共聴施設のデジタル化の支援	【継続	5.9億円】
新たな難視対策	【継続	62.7億円】
暫定的な衛星利用による難視聴対策	【継続	72.8億円】

## 低所得世帯への受信機器支援

低所得世帯への地デジチューナー等の支援 [特別枠を含む]	【拡充	145.2億円】
------------------------------	-----	----------

## その他

デジタル混信の解消	【継続	57.3億円】
アナログ停波後のチャンネル切替	【継続	51.8億円】
デジタル中継局の整備に対する支援	【継続	20.0億円】
デジアナ変換の導入による円滑な受信環境整備の推進	【継続	0.9億円】

< 計 約710億円 >

(注)すべて電波利用料財源。一部を除き、国庫債務負担行為を講じる。

# ①地デジコールセンターの運営

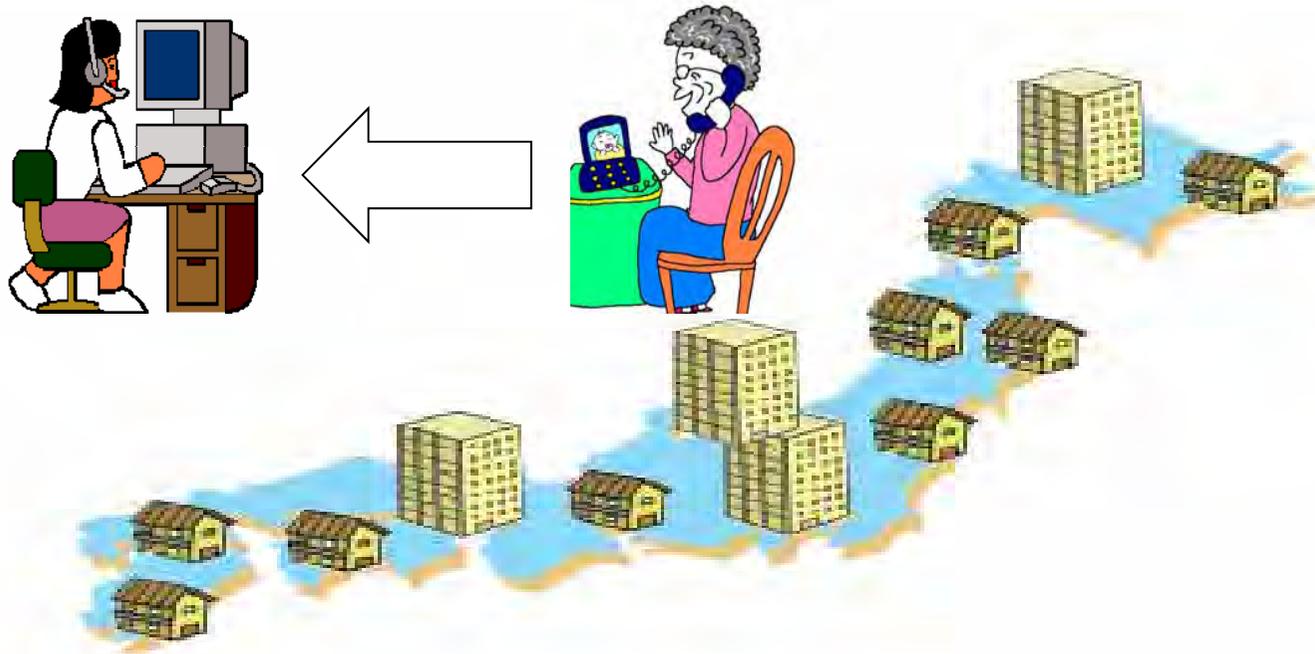
「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター（地デジコールセンター）」を引き続き運営し、国民からの電話相談を受け付け、幅広い情報提供を実施。  
平成23年度においては、2011年7月24日のアナログ放送終了が迫る中、相談件数の急増に備え体制を大幅に強化する。

## 1 スキーム

事業主体 : 民間法人等  
補助対象 : 地上デジタル放送に関する問い合わせへの情報提供  
補助率 : 10 / 10

## 2 平成23年度所要額 47.9億円

### 地デジコールセンターの設置・運営



## ② 全都道府県のデジサポによる受信相談・現地調査等

4

「デジサポ（テレビ受信者支援センター）」を全都道府県51か所に整備（ ）し、地域の実情に応じたデジタル放送受信に関する受信相談、現地調査・助言等の受信者支援をきめ細かく丁寧に行い、特に、2011年7月の停波前後の問い合わせの集中に対応できるよう、万全の体制を講じる。（北海道4か所、東京2か所には複数の拠点を整備）

### 1 スキーム

事業主体：民間法人等

補助対象：受信相談の拠点整備費及び運営費、受信相談に資する受信確認調査費等

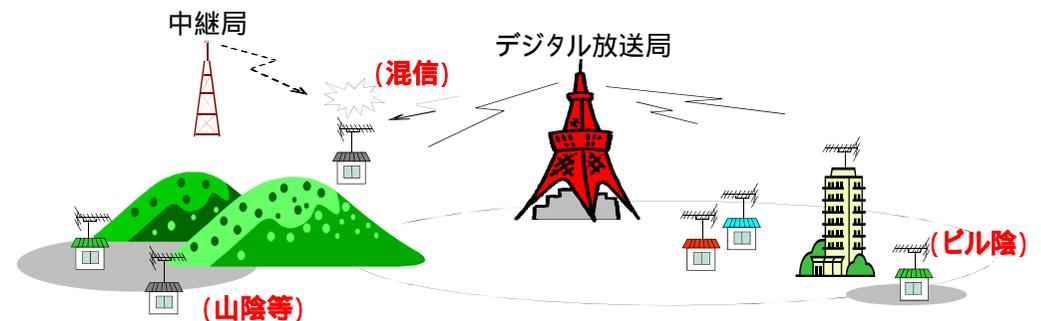
補助率：10/10

### 2 平成23年度所要額 129.0億円

共通経費（要員・拠点整備等）

受信確認等現地対策（調査費）

共聴施設訪問説明（管理者への訪問）等



総務省地デジコールセンター

一般的な問合せ  
相談への対応



連携

デジサポ

個別・専門的な  
受信相談への対応



共聴施設への訪問説明



訪問対応



混信等の受信調査



地域の実情に応じて、地域住民に対してきめ細かな対応を実施

# ③高齢者・障がい者等を中心としたきめ細かなサポートの実施 5

2011年7月の地上デジタル放送への完全移行を迎えるに当たって、受信機器等のデジタル化対応が遅れがちになると想定される高齢者や障がい者等が支障なく対応できるための最終体制を整備する。具体的には、市町村単位等での臨時相談窓口（デジサポ出張所）の設置・運営、地域課題に応じた相談・サポートの実施、戸別訪問説明等を実施する。

## 1 スキーム

事業主体：民間法人等

補助対象：高齢者・障がい者等に対する受信相談業務

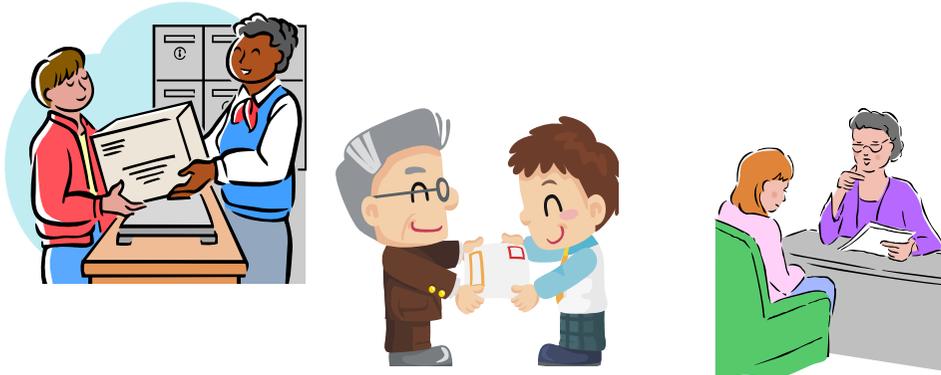
補助率：10/10

## 2 平成23年度所要額 51.9億円

### (1)臨時相談窓口（「デジサポ出張所（仮称）」）の設置・運営

地デジ移行の前後2ヶ月の間、1,000箇所程度に臨時的な相談窓口を設置。

対面で、高齢者世帯等からの相談を受付  
近隣の電器店等に現場対応を要請



### (2)相談・サポートの実施

対象世帯が地デジ対応までの道筋を示すべく  
受信障害・新たな難視等地域課題に応じた  
相談・サポートを実施

### (3)「地デジサポーター」による戸別訪問

高齢者世帯等からの要望により、世帯へ直接お伺いし、  
地デジの具体的な対応方法について提案やサポートを行う。



地デジ対応が困難と想定される  
高齢者・障がい者等の円滑な対応を推進

# ④ 辺地共聴施設のデジタル化の支援

山間部等においてデジタルテレビ放送を受信するために共聴施設を改修又は新設する者に対して、国がその整備費用の一部を補助。また、1 kmを超える伝送路整備のほか、ケーブルテレビへの移行に対する支援を引き続き実施。

## 1 補助スキーム

### (1) 有線共聴施設及び無線共聴施設の場合

- ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
- イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ウ 補助対象
  - ・ 有線共聴施設：受信点設備の移設費、改修費等
  - ・ 無線共聴施設：受信点設備、有線伝送路、送信設備等  
改修又は新設に伴い新たに発生する電柱共架料を含む。
- エ 補助率：既設共聴施設を改修する場合 1 / 2  
新たな難視地区において  
共聴施設を新設する場合 2 / 3  
(ただし、1 kmを超える伝送路整備は10 / 10)

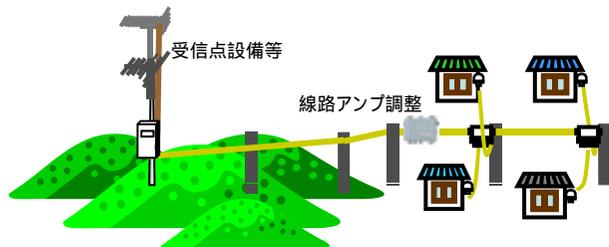
### (2) ケーブルテレビへの移行

- ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
- イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ウ 補助対象：ケーブルテレビへ移行する場合の初期費用  
及び既設施設の撤去費用
- エ 補助率：1 / 2

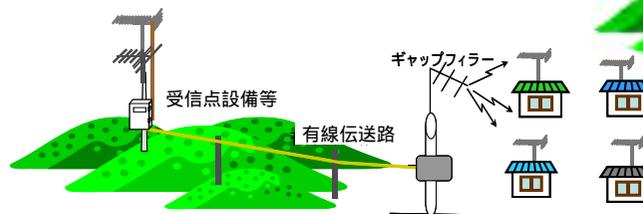
有線共聴施設・ケーブルテレビへの移行の場合は、各世帯当たりの負担が3万5千円を超える場合が補助対象

## 2 平成23年度所要額 37.6億円

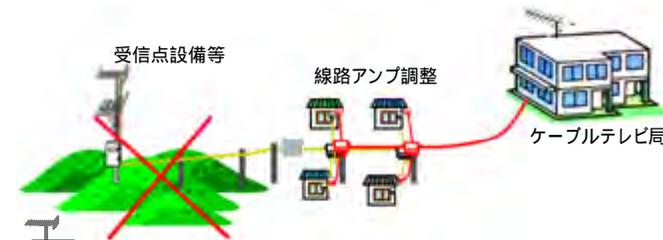
【有線共聴施設】



【無線共聴施設】



【ケーブルテレビへの移行】



# ⑤ 受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援

全国に約6万施設、約650万世帯が利用している受信障害対策共聴施設については、原因者の特定が困難である等のため、デジタル化が進展していない状況。このため、施設のデジタル化改修等についての国による支援を継続する。

## 1 スキーム

### (1) 共聴施設のデジタル化支援

#### 共聴施設の改修

ア) 事業主体：共聴施設の管理者  
(民間法人等を経由して補助)

イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の改修費等

ウ) 補助率：1/2

#### 共聴施設の新設

ア) 事業主体：共聴施設の管理者  
(民間法人等を経由して補助)

イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の設置費等

ウ) 補助率：2/3

#### ケーブルテレビへの移行

ア) 事業主体：共聴施設の管理者等( )  
(民間法人等を経由して補助)

( ) 新設の代替の場合は、受信障害地域で組織される団体の代表者

イ) 補助対象：事業主体が有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要となる初期費用

(幹線工事費、引き込み工事費、宅内工事費、撤去費、契約料)

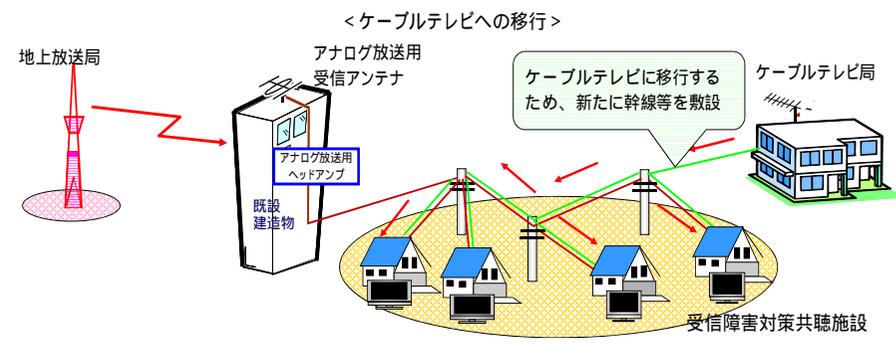
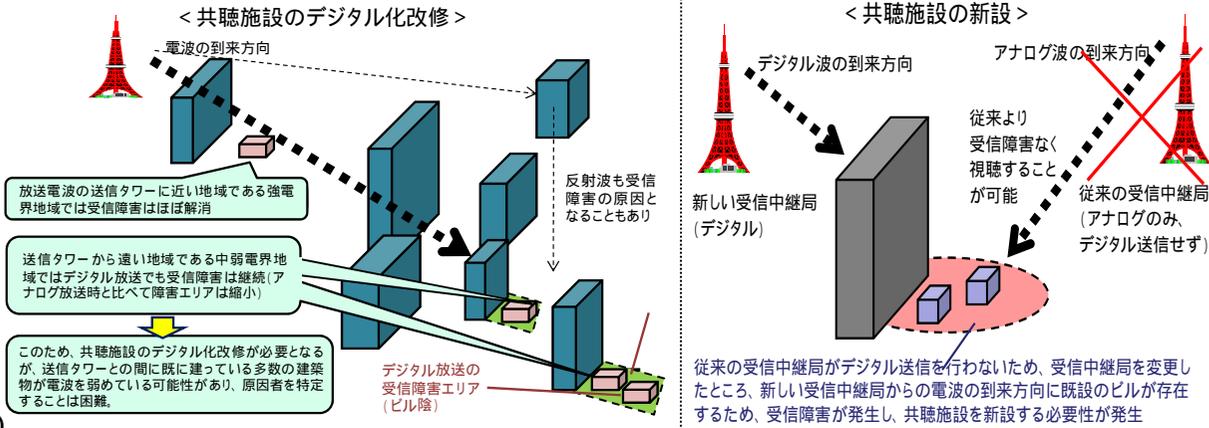
ウ) 補助率：1/2

### (2) 紛争相談窓口の設置・運営

事業主体：民間法人等

補助率：10/10

2 平成23年度予算要求額 26.6億円



[スキーム] 紛争相談窓口の設置・運営に対する補助金



## ⑥集合住宅共聴施設のデジタル化の支援

全国の約210万棟、約2070万戸の集合住宅のデジタル化対応促進のため、デジタル化対応費用が著しく過重となる場合を対象に、施設のデジタル化改修及びケーブルテレビへの移行について国がその費用の一部を補助する。

### 1 スキーム

#### 集合住宅共聴施設のデジタル化支援

事業主体：共聴施設の管理者(民間法人等を経由して補助)

補助対象：

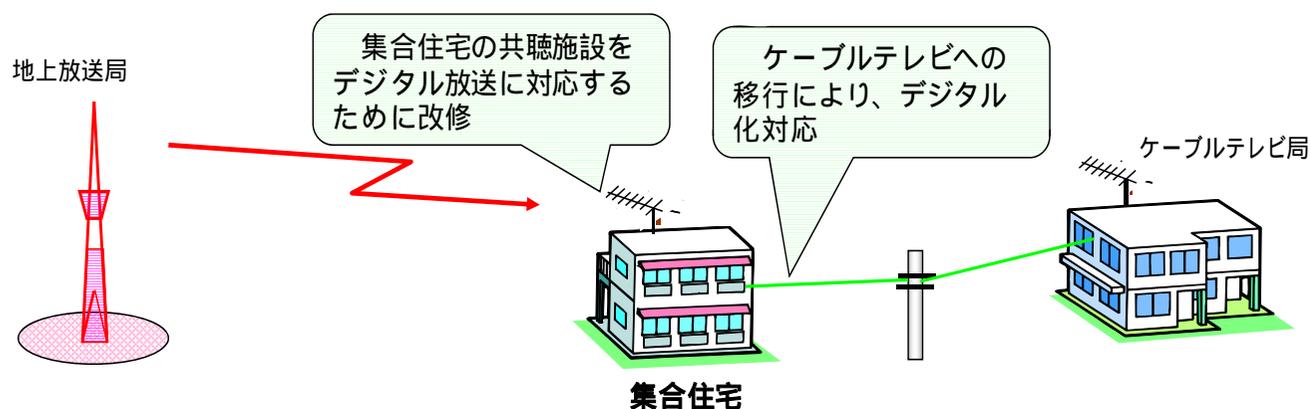
(共聴施設の改修の場合)受信点設備、棟内伝送路の改修費等( )

( )ケーブルテレビでアナログ放送を受信している集合住宅における、デジタル放送をアンテナで直接受信するための改修費及びケーブルテレビでデジタル放送を受信するための棟内設備の改修費を含む。

(ケーブルテレビ移行の場合)有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要な初期費用( )

( )幹線工事費、引き込み工事費、棟内工事費、契約料

補助率：1/2 [各世帯当たりの負担が3万5千円を超える場合が補助対象]



2 平成23年度所要額 5.9億円

# ⑦新たな難視対策

アナログ放送終了期限までにデジタル放送をご覧いただけるよう、デジタル放送の電波が届かない過疎、離島などの「新たな難視」地区に対し、その解消に向けた受信側対策（ケーブルテレビ等移行対策（幹線整備を含む。）、高性能等アンテナ対策、共聴新設）への民間法人等を経由した支援を継続。また、受信側対策実施に必要な受信点調査や概念設計等を支援する技術・相談サポートを引き続き実施。

## 1 補助スキーム

### (1) ケーブルテレビ等移行対策

受信者のケーブルテレビ等への移行

- ア 事業主体: ケーブルテレビ等への移行を行う者  
(民間法人等を経由して補助)
- イ 補助対象: ケーブルテレビ等との契約料等
- ウ 補助額: 定額(上限3万円)  
[事業費から3万5千円を除いた額]

ケーブルテレビの幹線設備の整備

- ア 事業主体: 市町村又は有線テレビジョン放送施設者  
(民間法人等を経由して補助)
- イ 補助対象: の対策の実施に必要なケーブルテレビの幹線設備の整備に必要な経費
- ウ 補助率: 2 / 3

### (2) 高性能等アンテナ対策

- ア 事業主体: 高性能等アンテナ対策を行う者  
(民間法人等を経由して補助)
- イ 補助対象: 高性能等アンテナ対策に必要な経費等
- ウ 補助率: 2 / 3 (ただし、敷地外の伝送路整備は10 / 10)

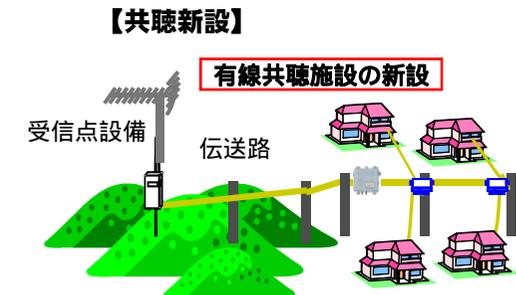
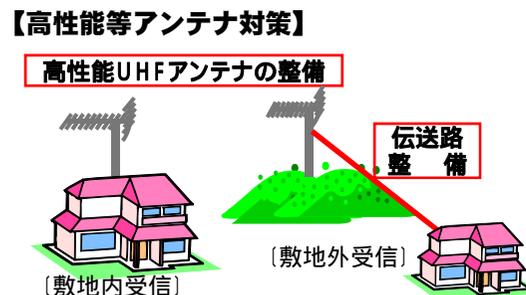
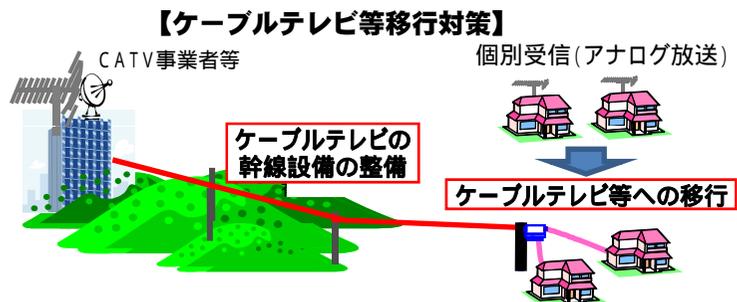
### (3) 共聴新設

- ア 事業主体: 市町村又は共聴組合  
(民間法人等を経由して補助)
- イ 補助対象: 共聴施設を新設する場合に必要な経費
- ウ 補助率: 2 / 3

### (4) 技術・相談サポート

- ア 事業主体: 民間法人等
- イ 実施業務: (1)から(3)の対策等の実施に必要な調査、概念設計等の技術的支援((1)の幹線設備の整備を除く。)
- ウ 補助額: 定額

## 2 平成23年度所要額 62.7億円



# ⑧ 暫定的な衛星利用による難視聴対策（地デジ難視聴対策衛星放送）

平成23年7月のアナログテレビ放送の終了に向けて、あらゆる努力を行ったとしても、地上系の放送を受信できなくなる視聴者が生じてしまうことがないように、地上系の放送基盤が整備されるまでの間、暫定的かつ緊急避難的に衛星を通じた地上デジタル放送の放送番組を再送信する者に対し、国が再送信に要する費用を補助するとともに、当該放送の受信設備の整備又は当該放送の代替として一時的にケーブルテレビを利用する場合に要する対策を実施する。23年度においては、アナログテレビ放送終了時の緊急避難的な対応として、都市部における受信障害世帯ややむを得ずデジタル化対応が遅れた世帯（受信対策を除く。）へ本対策の対象を拡大する。

## 1 スキーム

### (1) 送信・利用者管理事業

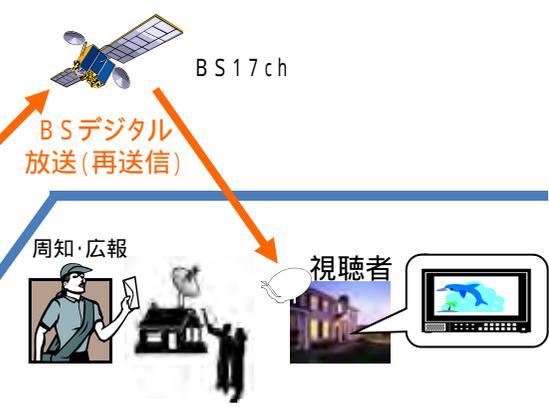
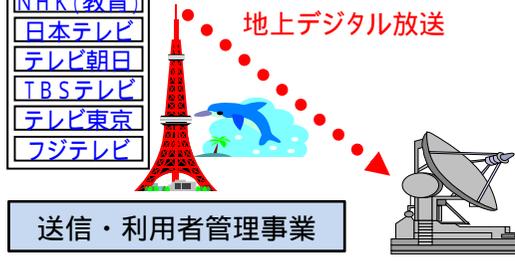
- 事業主体：民間法人等（放送衛星局を用いて地上デジタル放送の再送信を行うため、委託放送事業者の認定を受けた法人）
- 対象事業：放送衛星局を用いた地上デジタル放送の再送信（委託放送事業）及び当該放送の利用者管理
- 補助率：2/3

### (2) 受信対策事業

- 事業主体：民間法人等
- 対象事業：暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の対象世帯（既に衛星放送の受信可能な機器を備えている者等を除く。）に対する衛星放送受信機器（受信アンテナ等所要の受信システム機器及び工事を含む）の提供（衛星放送を利用できない場合や衛星放送受信機器の提供に比べケーブルテレビの利用が効率的な対策となる場合は、中継局による対策が実施されるエリアに限り、中継局整備までの暫定期間、ケーブルテレビ利用を提供）
- 補助率：10/10

### NHK及び在京キー局

- NHK(総合)
- NHK(教育)
- 日本テレビ
- テレビ朝日
- TBSテレビ
- テレビ東京
- フジテレビ



2 平成23年度所要額 72.8億円

受信対策事業

# ⑨低所得世帯への地デジチューナー等の支援[特別枠を含む]

地上アナログ放送から地上デジタル放送へ移行するに当たって、デジタル放送の受信機器については、視聴者の自己負担で購入することが前提であるが、地上デジタル放送が生活に必要な情報を提供していることにかんがみ、経済的な理由で対応することができない世帯等に対して、各世帯のアナログテレビ一台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器の無償給付等を行う。

## 1 スキーム

実施主体 : 民間法人等

支援対象 :

地上アナログ放送の受信設備を設置している者のうち、経済的な理由により地上デジタル放送の対応が困難な者。具体的には、

- ・ 公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉施設入所世帯（最大約280万世帯）のうち、「NHK受信料全額免除の世帯」であって地上デジタル放送未対応の世帯 [ H21からの継続 ]
- ・ 市町村民税非課税世帯（最大約930万世帯）のうち、地上デジタル放送未対応の世帯（の対象世帯を除く。） [ H23拡充 ]

補助対象 :

- ・ NHK受信料全額免除世帯に対しては、「簡易なチューナーの無償給付」+「（必要な場合には）アンテナ改修等」
- ・ チューナーの給付において、支援を行う世帯へ訪問設置・操作説明を実施
- ・ アンテナ等の改修が必要不可欠な世帯には、室内アンテナを無償給付又はアンテナ等を無償改修
- ・ 共同受信施設やケーブルテレビを利用する場合は、デジタル化に伴う改修費のうち支援を受ける世帯の負担に相当する額を給付
- ・ 市町村民税非課税世帯（の対象世帯を除く。）に対しては、「簡易なチューナーの無償給付」+「電話サポート」

補助率 : 10 / 10

## 2 平成23年度所要額 計145.2億円

- ・ NHK受信料全額免除世帯への支援 : 10万世帯分 / 約44.0億円 (継続分・通常枠)
- ・ 市町村民税非課税世帯への支援 : 156万世帯分 / 約101.2億円 (拡充分・特別枠)



アナログ放送とデジタル放送を同時に送信する「サイマル放送」期間の「周波数逼迫」状況に起因するデジタル混信（地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象）の対策事業を行う者に対し、国がその費用の一部を補助する。

## 1 スキーム

事業主体： 民間法人等

対象地域： デジタル混信が発生している地域

補助対象：

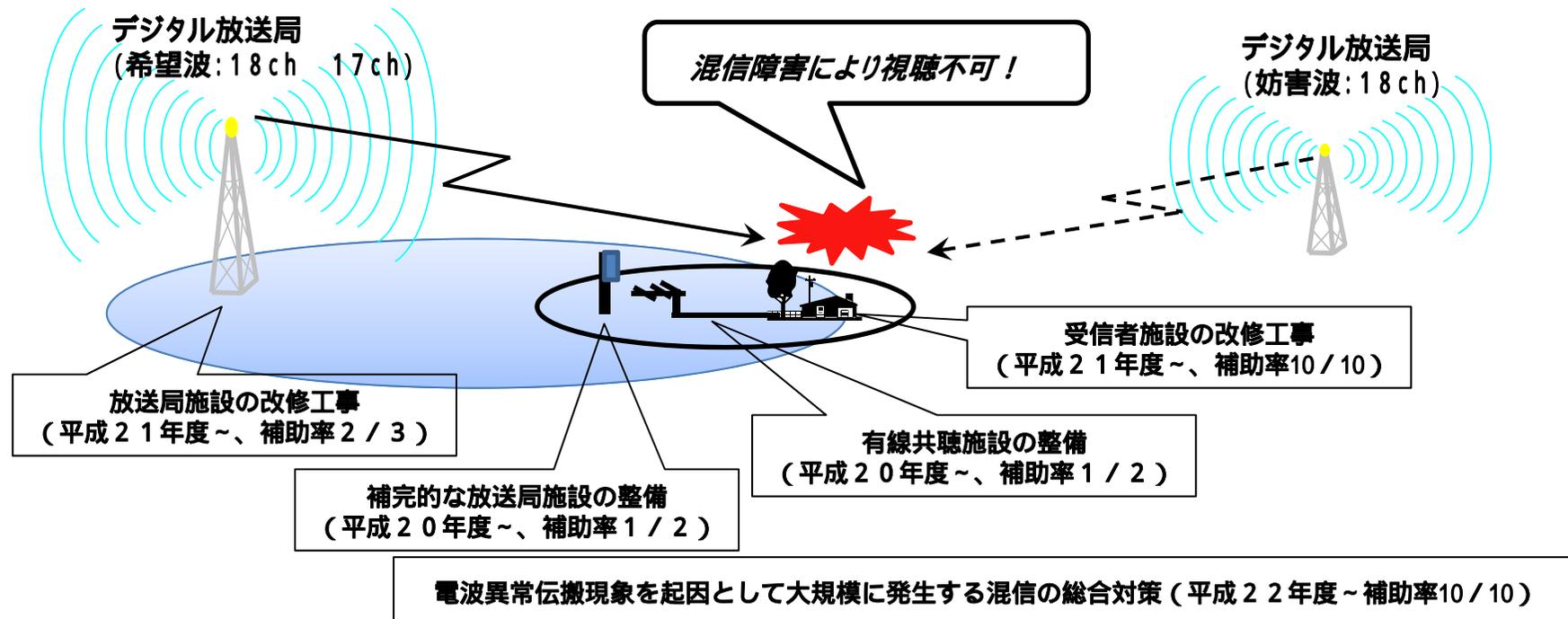
ア 補完的な放送局施設又は有線共聴施設の整備：補助率 1 / 2

イ 放送局施設の改修工事（チャンネル切替工事 等）：補助率 2 / 3

ウ 受信者施設の改修工事（高性能アンテナ工事 等）：補助率 10 / 10

エ 電波異常伝搬現象を起因として大規模に発生する混信の総合対策：補助率 10 / 10

## 2 平成 23 年度所要額 57.3 億円



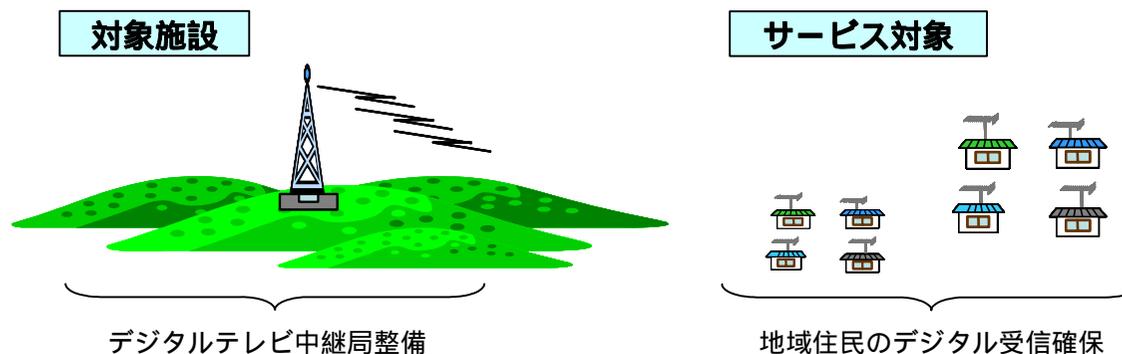


地上デジタル放送への移行に伴い発生した「新たな難視」地区の対策として当該地区の難視聴解消を目的とするデジタル中継局の整備及び置局格差を解消するための後発民放のデジタル中継局の整備に対し引き続き支援を行う。

## 1 補助スキーム

- (1) 難視聴対策用デジタル中継局整備（新設・改修）支援
  - ア 事業主体：一般社団法人等、都道府県、市町村又は放送事業者
  - イ 対象施設：中継局施設（局舎、鉄塔等）
  - ウ 補助率 2 / 3
  
- (2) 後発民放のデジタル新局整備の場合
  - ア 事業主体：一般社団法人等、都道府県、市町村又は放送事業者
  - イ 対象施設：中継局施設（局舎、鉄塔等）
  - ウ 補助率 1 / 2

## 2 平成23年度所要額 20.0億円



# ⑬ デジアナ変換の導入による円滑な受信環境整備の推進

共聴施設の巻き取りに際してデジアナ変換の導入が必要なケーブルテレビ事業者について、ヘッドエンド施設に対するデジアナ変換の導入に要する費用の一部について国が補助。

## 1. 補助スキーム

### デジアナ変換導入

- 事業主体 : デジアナ変換の導入を前提として巻取りを行う有線テレビジョン放送事業者(営利法人、第三セクター、市町村、公益法人等)
- 補助対象 : デジアナ変換装置、中継線、光送受信機 (設置・調整のための工事費を含む)
- 補助率 : 2 / 3

2. 平成23年度所要額 0.9億円

